

## 平成 20 年 9 定 建設常任委員会

### 亀井委員

それでは、質問させていただきます。

私の一般質問でも触れさせていただきました不法係留船の対策について、私の質問の後に東京新聞、神奈川新聞にも掲載されましたが、多摩川沿岸の不法係留船を一掃するという川崎市側で初の強制撤去を行ったという記事も載っていましたので、この常任委員会では一般質問のときよりも少し細かい部分で恐縮なんですけれども、お聞きしたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、お聞きしますが、県が管理している河川の不法係留船対策について、要綱や条例により対策を行っていると聞いておるんですけれども、その内容をお伺ひできますか。

### 河川課長

まず、平成 10 年 11 月に施行いたしましたプレジャーボート対策要綱ですが、これは不法な係留保管の解消に向けた基本的な対策を定めておりまして、具体的な内容といたしましては、船舶の所有者や製造業者への適正係留などを求める広報・啓発活動を行うということ。それから、民間事業者等と協力して係留保管施設の整備を行う。それから、暫定係留区域というのを指定し実施する。さらに、重点的撤去区域の指定と関係法令による強制撤去の実施、廃船の処理などの対策を掲げまして、これらのプレジャーボート対策を計画的かつ総合的に実施することとされています。さらに、河川ごとに協議会を設けまして、協議の上、日常に合わせた対策を行うこととしております。

次に、条例でございますが、平成 14 年 4 月に施行しましたプレジャーボート保管場所に関する条例というのがございまして、不法係留の未然防止対策を目的としております。具体的には、平成 14 年 4 月 1 日以降、新たに県内でプレジャーボートを保管する所有者又は使用者に対しまして、使用する権限のある保管場所を確保し、保管開始の日から 15 日以内に知事への届出を義務付けております。

以上のように、既に不法係留をしている船に対しましては、プレジャーボート対策要綱により、また未然防止策としましては、プレジャーボートの保管場所に関する条例を運用しまして、不法係留船対策を実施しているところでございます。

### 亀井委員

次の質問に移ります。

平作川以外に不法係留船対策を行っている主な河川について、対策の概要と結果について教えていただけますでしょうか。

### 河川課長

主な例で申し上げますと、境川という川がございましてけれども、そこでは新たな係留設備の整備、新たな施設整備も困難な状況でしたので、やむを得ず河川内での係留を認めます暫定係留区域を設定しまして、平成 15 年 6 月から平成 25 年 3 月まで暫定係留を実施し、暫定係留期間が終了するまでの間に自主的に移動するよう指導しているところでございます。

もう一つの例としまして、逗子市を流れる田越川では河口付近の県有地を事業者に貸し付けまして、受皿となる小型船舶保管施設を平成 18 年に開業しました。不法係留船所有者に対しまして、その施設へ動くように誘導し、さらには撤去指導を行いながら、従わない船舶は河川法に基づく撤去命令を発しまして、行政代執行などにより昨年 12 月には不

法係留船を一掃したところでございます。

このような対策を行った結果、平成8年に県内で約2,000艘あった不法係留船が平成19年には940艘まで減少しているところでございます。

亀井委員

次の質問です。他の河川の状況は分かりましたが、では平作川ではこれまでどのような対策を実施してきたのでしょうか、教えてください。

河川課長

平作川での対策でございますが、平成8年度に542艘確認された不法係留船に対する対策を検討するために、平成11年の2月から県、横須賀市、地元警察署、自治会などで組織します平作川不法係留船対策協議会を設置いたしまして、協議を開始し、平成15年には当面の対策といたしまして、境川と同様に暫定係留を行う方針を決めまして、実施に向けて調整に入りました。しかしながら、ここでは単に運営を引き受けていただく適切な事業者が見付からないまま現在に至っております。この間の対策といたしましては、船舶を適正な保管場所に係留する旨の周知のため、横断幕等の設置や沈船の処分を実施しておりますところでございます。

亀井委員

次の質問ですが、10年間も状況が変わらないということなんですけれども、平作川では今後対策をどのように見直して、協議会で協議しようと考えていらっしゃるのでしょうか、教えてください。

河川課長

協議会で暫定係留の方針が決定された後、平作川周辺の保管環境は変化しておりまして、平成18年6月に県有地を事業者に貸し付けて整備した田越川小型船舶保管施設が開設され、平成19年4月には横須賀市が整備した田浦ボートパークがオープン、今年度末には横須賀市が浦賀に浦賀ボートパークを着工する予定と聞いております。今後はこのような受皿となる公的なマリーナが増加し、保管能力が増加している状況を踏まえ、協議をしてまいります。

例えば、保管能力の高まった他の河川の対策の例でございますと、まずは適切な保管施設への誘導、それから自主的な撤去を促進、次に自主的に撤去されない場合には、河川法等の関係法令に基づきまして、計画的に強制撤去を図ることになります。また、沈没船や不法工作物につきましては、他の対策と並行して計画的に処理をするといった具合でございます。平作川の対策につきましても、同様の対策と手順も考えられますが、まずは横須賀市、地元警察、自治会などの関係機関からの情報収集や調整等の準備作業を行いまして、早期に協議会を開催し、対策の見直しについて協議してまいります。それを踏まえまして、県として対策方針を決定し、計画的かつ段階的に、そして効果を見ながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

亀井委員

それでは、更に細かくお聞きしたいと思っております。

知事からの答弁でもありましたが、受皿となる公的なマリーナが増加してきたということで、そういうところを利用するというところで、今の御答弁にもあったんですけれども、具体的にどのぐらいの収容をするキャパがあるのでしょうか、具体的にちょっとお聞きしておきます。

河川課長

平作川周辺に増加している公的なマリーナということで、先ほど申しましたが、浦賀のボートパークでは約 15 そう、深浦ボートパークで 14、それから田越川の小型船舶保管施設で 40、それからちょっと遠くなりますが、横浜市の小型船舶保管施設というのがございまして、そこで 30、それから横浜ベイサイドマリーナ、これは更にちょっと遠くなりますが、そこで 237、平作川近辺ということで、それら合計しますと約 336、このようになるかと思えます。

亀井委員

平作川は知事の答弁ですと 580 そう不法係留船があるんですね。そうすると、あと 250 そう分のキャパが必要だと思えるんですけども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

河川課長

最近、先ほどの例で申し上げましたけれども、全体の受皿ができて撤去した田越川の例ですと、不法係留船の全部ではなくて、その半分程度しか受皿となる保管施設へ入っていないという実態がございまして、平作川でも所有者が分かっている船、いわゆる四百数十そうあるんですけども、その半分の 200 そう程度が公的なマリーナにまず入るのではないかと考えております。

それで、平作川の公的マリーナは、浦賀のボートパークから田越川までで約 70 そう分ありますので、それと少し足を伸ばせば今言いました横浜にございます。これらを合わせることで、まず受皿は大丈夫ではないかというふうに考えているところでございます。

亀井委員

知事の答弁の中で二つ目として、より一層の条例の周知を行っていくというふうに言われているんですね。この条例の周知に併せ、今、課長が答弁していただいたような対策も細かく周知していただかなければ効果がないなと僕は思うんですけども、そういう部分でこの条例の周知なんですけれども、今まで 10 年ぐらはずっと、この条例ができてから 6 年ですけれども、6 年間要するに条例の周知はしていたらと思うんですけども、一般質問のときにも今更周知かというふうな感想を私は申し上げたんですけども、周知の仕方をどのように改善していく今考えがあるのか、あと、ただ今みたいな細かい数字、または細かいマリーナの指示というか、マリーナの徹底というか、そういうところも含めてどのような具体的な策を考えていらっしゃるのかを教えてください。

河川課長

条例の周知ですけれども、この条例ができた平成 14 年については、ポスターを作成して県の関係機関に掲示したり、マリン事業者への掲示の依頼とか、県のたよりへの広告掲載とかを行いました。さらに、リーフレットを 4,000 部ぐらい作成しまして、県内マリーナやボート等の販売事業者、届出先となります県土木事務所などに配付したところでございまして、平成 15 年度以降も各事業者あてにリーフレットと協力の依頼を送付しているところでございます。

今後につきましては、マリーナ販売店への訪問活動を強化する。今まで単に送ってお願いしますというようなことだったんですけども、職員が出向きましてお願いをしていく。さらに、小型船舶の登録や検査を行います日本小型船舶検査機構横浜支部というのがございまして、そこにもすべての新規登録者等への条例の案内が徹底されるように、職員が直

接出向いて協力を依頼をしていく。このように思っています。さらにパトロール、そういうことも重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、あとマリナーなんですけど、今のところ先ほど申し上げた数が余力としてございますので、今後協議会等の中で先ほど例として申し上げましたような対策でいこうというようなことになりましたら、私どもとしてはまず係留されている方々にこういうところがあるよということを御案内して、自主的にそちらの方に動いてもらうような活動、取組をしていきたいと、このように考えてございます。

#### 亀井委員

知事が条例、要綱の周知ということを再度お述べになっているということですので、今まで要するに不法係留船対策として進んでいないわけですが、もちろん皆さんが仕事をしていないというわけじゃなくて、仕事をしていても進んでいないという、効果が出ていないということなので、より効果のある対策をとっていただかないと、また周知するといったって同じことの繰り返しになりますから、あえてお聞きしました。その辺をしっかりと徹底していただきたいなと思います。

今、課長の答弁の中で、協議会という言葉が出ていまして、これは神奈川県と神奈川県警察と横須賀市と地元町内会の方々の入った協議会ということだと思んですけども、最近これは開かれているのが、最後に開かれているのが平成16年3月25日なんですね。その前が平成15年2月25日、その前が平成14年2月19日、その前が平成13年2月26日ということで、一年に一回、何か申し訳程度に開いているというぐらいの感覚があるんですよ。一年に一回で、この4年間で4回ぐらいでしょう。そうすると、例えば横須賀市の職員とか、県の職員、警察も含めてそうですけれども、異動とかあったときに引継ぎもしっかりできているのかなというふうなちょっと懸念もあるんですけども、この協議会の持ち方に関して、今までの状況を踏まえた上での改善する余地というのをもう一回ちょっと具体的に教えていただけますか。

#### 河川課長

今、委員おっしゃるとおり、平成11年から平成16年まで8回やっておりますが、最初のうちは頻繁にやっていて、それから一年に一回ぐらいになっているということがありますけれども、この間、我々としたしましては、管理運営をしていただく団体との調整等をやっていて、間があいたということだと思います。今後につきましては、早期に協議会を開いて後は、いろいろと調整事項もございますことから、もう少し頻繁にやって、なるべく早い時期に具体的な対策を決めていくようにしていきたいというふうに考えています。

それと、あとその方向が決まった後の進捗よく状況というんでしょうか、そういうのも時期を見計らって、定期的にといいますか、実施をしていきたいというふうに思っています。

#### 亀井委員

具体的にどうだというふうに聞いても、なかなか御答弁いただけないと思うので、頻繁にやるということで、一年に一回じゃ寂しいですから、その辺のところしっかりと計画を立てて処理していくといいますか、この協議会の持ち方自体にもしっかりと計画を立てて協議会を持っていただかないと、何のための協議会か、協議会のための協議会になってしまってもいけませんので、その辺のところをしっかりと踏まえてお願いしたいなと思います。

次なんですけれども、国に対してどう働き掛けたかということをお聞きしたいんですけども、例えば車を購入するときに、私も何回も課長にもお話ししていることなんですけれども、車庫証明というか、車庫法にのっとって車を購入することは当然のこと

なんですけれども、そういうのが要するにプレジャーボートを買うときというのではないんですね。車庫証明を取るとかという、要するにそういう規則というのではないものですから、例えばバブル期なんか大変だったと思うんですよ。お金が余っているから、どんどんそういうボートを買って、乗り捨ててというふうなこともあったんじゃないかなとは思っています。これは法の不備だと思うので、国に対してそのような制度検討を促してきたのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

#### 河川課長

いわゆる車庫法みたいな法律なんですけれども、これは我々としましても八都県市の中でプレジャーボートの不法係留対策及び安全対策についてということで、国土交通省の方にプレジャー艇庫法、それをつくってもらうように働き掛けをしてきております。

#### 亀井委員

これは国の方の怠慢と言えば怠慢かもしれませんが、要するにこういう法律をつくっていかないといけないという意味で、我が県としてもこういう形で県民の方々が非常に困惑しているような状態ですから、国に対してしっかり働き掛けていただきたいと思うんです。具体的に、例えば中古の船なんかは転売していきますと、分からないというようなこともあると思うんですよ。ですから、そういうふうな具体的な国に対して指示をしていていただきたいと思うんです。しっかりとした提案をして、法の制度検討を促していただきたいと思うので、それは要望として申し上げておきます。

次の質問ですけれども、この不法係留船があるということ的前提にした場合なんですけど、どのぐらいの費用がかかるか分かりませんが、河川の維持費というのがそれだけかかってくると思うんです。例えば、不法係留船でもしっかり係留されている船はいいんですけれども、半分沈みかかったりとか、中には全部沈んじゃったりする船もあって、私も何回も見に行っているんですけれども、そうすると沈みかかっている船とか沈んじゃっている船の周りにはごみがたくさんあるんですね。ごみが漂ってくるのもそうでしょうし、住民がこんな船が捨ててあるんだったら、こんなちっちゃいごみだったら捨てていいだろうというふうな判断をするのかもしれないんですけれども、その辺の河川の維持費に対して国に何か予算要望とか、これまでしてきた経緯はあるんですか。

#### 河川課長

河川の維持費につきましては、現状では国からの補助という制度がございません。我々県の段階では、補助をしていただけないかという話はしております。

#### 亀井委員

河川の管理者は県ということもありますが、この辺の要望の方は引き続きお願いしたいなというふうに思っています。

最後、要望にさせていただきますけれども、平作川は特に600そう弱の不法係留船がまだあるということもあるので、この改善のためには計画をしっかりと立てていかなければいけない。それも短期、中期、長期というふうな計画をしっかりと立てて、この不法係留船対策にしっかりと取り組んでいただきたいということを要望して、この質問は終わります。

次の質問ですけれども、次は公営住宅法施行令の一部改正について質問させていただきますと思います。

公営住宅法施行令の一部改正の対応については、昨日部長からも報告がありましたが、私が8月の委員会で課題として投げ掛け、要望した点を的確に受け止めていただいたというふうに思っております。念のため何点か確認させていただきたいんですが、また県民意

見反映手続や既存入居者への説明、相談会等の結果の報告もあったと思います。幾つかの意見を紹介しながら、参考にしながら入居者の実感がこもった意見だと思っておりますので、それも踏まえて質問させていただきたいと思います。

はじめに、家賃減免制度についてなんですが、これまで減免の対象にならなかった分に新たな減免措置が導入されるということなんですが、このことについてまず確認したいと思います。

8月の委員会で、私は新たな減免措置の導入が既に減免を受けている世帯への激変緩和という位置付けになっている。現在、減免を受けていない方や新たに入居される方に適用されるべきだとも申し上げましたが、むしろ減免制度の充実、強化という位置付けで積極的に進めるべき施策であるということも指摘させていただきました。

そこで、今回の家賃減免制度の改正はこの指摘に沿っての対応であって、新たな入居者なども対象となるものと理解しているんですけども、念のためそれを確認させていただきたいと思います。

また、もう一つなんですが、これは激変緩和の措置のイメージということで、大体5年ぐらいをかけて5分の1ずつの段階的な新家賃への激変緩和ということが前回の資料でもうたわれておったんですけども、これに関しては計画的に5分の1ずつでいいのか。例えば、物価の上昇とか、可処分所得の低下とかを伴った上での検討材料というのがなかったのかということも含めてお聞きしたいと思います。

#### 県土整備部参事（県営住宅担当）

まず、減免制度の趣旨でありますけれども、8月の委員会の報告、ここでは新たな減免制度の導入について、既に減免を受けている世帯への激変緩和措置、そういう位置付けで説明させていただきました。今回は減免制度の拡充、それと激変緩和措置、これを明確に区分いたしました。新たな減免措置は現在減免を受けていない方、あるいは新規入居者も対象になります。さらに、充実、強化という意味で積極的な対応ということで申し上げますと、重度の障害者の場合には対象者の収入月額、これは20万円から今回の措置によりまして21万4,000円に、あるいは中度障害者の場合については15万3,000円から15万8,000円にというふうに拡大いたしました。第6分位まで、あるいは第7分位、そういうことで拡大いたしまして、実質的な充実、強化が図られていると思っております。

それから、次に減免の激変緩和措置について、5年間ということでもいいのかという御質問がございました。

まず、全体についてでありますけれども、全体について5年間で我々は通常の方については政令の5年間でやらせていただくという考え方を御説明申し上げました。もちろんそれに対していろいろな要素、経済状況等を考えて、延ばしていく。例えば、県単独措置で5年を7年に延ばすとか、そういう対策も可能であります。ただ、例えば1年延ばすとどれだけ影響が出てくるかということになりますけれども、1年延ばすと、120億円ぐらい年間で家賃収入がございまして、これが家賃を上昇させることによって、昨日も説明したように3.5%ぐらい増えるんですね。そうすると、3.5%だと4億円ぐらい増えると思います。4億円ぐらいの増を5年間でやるとすると、毎年8,000万円ずつぐらい要るわけですね。これを例えば2年間延ばすと、4億円を7で割るわけですから6,000万円ぐらいになりますね。そうすると、2,000万円ここで差が出てしまうということで、一般的には我々は政令どおりの5年間という措置できちんと対応したい。

ところが、障害者とか高齢者、昨日御説明申し上げたこういう方々に減免に対応していくということで、昨日の表でも10年以上に渡ってなだらかな対応を記載させていただきました。17年かかる場合もございまして。そういう対応を障害者だとか、そういうところに重点的にさせていただくということで考えてございます。

## 亀井委員

そのスパンというか、それは別に長くするとか、短くするとかという話は、もちろんそれは今検討いただいているんですけども、その5分の1ずつじゃなくても、例えばこの年はすごく上昇したからというふうな経済的な判断というのは、それも加味してただ5分の1ずつ均等にということではなくて、例えばそこは3分の1だとか、これは6分の1だとかというふうな検討材料もあっていいんじゃないかなということ、その辺はいかがですか。

## 県土整備部参事（県営住宅担当）

政令改正に伴って、一般の方々に適用される経過措置については、これは政令自体に定められておりますので、これは基本的には5年間、5分の1ずつという、これは全国一律の対応であります。それ以上の対応ということで申し上げますと、それを単独で措置していくということになります。膨大な数でございますので、ちょっとした手を加えるということでも何千万円という金額になってしまうということでございます、繰り返すことになりますけれども、本当に困っていらっしゃる方に集中的に手当していくという考え方でございます。

## 亀井委員

次の質問なんですけれども、資料の中にもいろいろ県民の方々の御意見で、その中に既に減免を受けている世代と新たな減免を受けようとする世帯に格差が生じないように求めるという意見があって、既に減免を受けている世帯の激変緩和ということであれば、新たな入居者などと大きな格差が生じる可能性があるわけです。今回の家賃減免制度はそのような格差の是正にもつながるというふうに思っているんですけども、せっかく充実した減免制度であるんですから、新しい減免制度をもっと県民に知ってもらおうと、必要な場合は利用してもらおうことが肝心だというふうに思っているんですが、住民に対してどのように周知するのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

## 県土整備部参事（県営住宅担当）

新しい制度についてということですが、今までの制度についても住民の方々は知らないとおっしゃっています。9月に開催した説明会の席でも、全然浸透していないですよと、減免の対象の方々、減免を受けられる方も申請していない方はたくさんいらっしゃいますよというお話を頂いております。

我々はこれまでも一生懸命やってきたんです。お知らせしてきました。入居募集のしおりにきちんと書いて、あるいは入居者説明会に特に配布するしおり、その中にもこういう制度ですよということをきちんと書いて、あるいは県営住宅の基本方針、そういったものもきちんと書いてやってまいりました。今回、制度の充実ということがございますので、さらにそういう広報紙、そういったものにきちんと載せる。あるいは家賃決定通知、そういったところの家賃の決定に際して具体的にこういう制度がありますよということをそこに個人の方々に通知なんかでお知らせしていくという、あるいは今回の家賃についていろいろまた御説明する機会が増えてくると思います。我々もやってまいりましたけれども、9月にやりましたけれども、また説明する機会等があると思います。そういったところで、具体的に個別の相談の中できちんと説明していくと、こういうことが大事だろうと思っています。広くやるんじゃなくて、あなたの場合はという形で説明していく、そういうふうな対応を今後図っていきたくて考えております。

## 亀井委員

しっかり周知をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、報告書の資料の御意見の中で、中堅勤労者世帯の入居をもっともっと容易にすべきだという意見が書いてあります。私もこの県営住宅の自治会長さんとかにいろいろお話ししますと、例えば県営住宅の入居者がだんだん高齢化してきて、自治会活動の担い手がなくなってしまった。若い方にどんどん来てもらいたいというふうなお話もよく受けるんですけども、今回の入居人員の見直しで、中堅層の入居ということが非常に難しくなることも事実だと思うんですね。その場合に、県としても対応が求められると思いますが、その取組を教えていただいてもよろしいですか。

## 県土整備部参事（県営住宅担当）

若い方に入っていただく工夫、我々はこれまでもやってまいりました。子育てに適する住宅、こういったものを子育てに困っていらっしゃる方に一定期間限定してお貸しする制度、そういったものを平成18年11月から始めてございます。この募集の対象者、小学校就学前のお子さんをお持ちの方、同居していらっしゃる方について、義務教育終了までの期間に限って入居収入基準、通常ですと25%ですけども、これを障害者、高齢者と同じ分位のところまで引き上げると、40%まで引き上げるという措置をとってございます。

こういった中で、若い方に入ってきていただいています、募集の状況ですけども、平成18年11月で100戸、平成19年5月で30戸、平成19年11月で60戸、それから平成20年5月で30戸と、こういう募集をかけてございます。期限付きの入居、これは若い方を絶えず入れていく入居方法でございまして、これは平成18年2月に政令改正で認められたものなんですけれども、本県が先駆けて導入いたしました。こういったものをちゃんと拡大していきたいと考えております。

## 亀井委員

政令で期限付き入居ということですので、これは退去していただくときとかということで、結構また問題も起こってくるかと思うんです。その対策もしっかりと検討した上で、取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次なんですけれども、県民の意見の中からもう一つ質問させていただきますが、家賃の滞納者に対する徴収の強化によって、家賃の収入増加を図るべきじゃないかというふうなことで意見があったんですね。ずっと滞納されている方は滞納していますので、その人たちを優遇するようなことをするなというふうな意見を持っている方も多いんですけども、8月の委員会でも私は家賃を上げる前に滞納対策を十分やるべきというふうな話をさせていただいたと思うんですけども、前回の委員会で答弁があった弁護士による債権回収ですとか、その辺の生活保護世帯への代理納付に対しての現在の進ちょく状況を教えていただいてもよろしいですか。

## 県土整備部参事（県営住宅担当）

8月の常任委員会において、三つのプロの力を借りるということで申し上げました。弁護士、それから債権回収専門会社のサービサー、それから福祉部局であります。

まず、弁護士による債権回収でありますけれども、今年の7月1日に契約を締結いたしました。これは今弁護士の方で退去者の所在等を確認して、これから支払催告を弁護士の名前で行うということになります。ちょっとまだ効果は表れておりませんが、対策は講じております。

それから、債権回収専門業者、サービサーの導入についてなんですけれども、来年4月から導入したいと考えてございまして、そのために他の自治体、既にやっている自治体があ



ります。先進自治体を訪問してお話を聞く、あるいは全国サービサー協会等に行ってお話を聞く、あるいは既に自治体の債権回収を行っているサービサーの方々のところに行ってお話を聞くというようなことを現在やっております。また、アンケート調査等もやっております。委託内容、どういうことをお願いできるか、どういうことを委託できるか、これを今検討してございます。来年の4月からということで考えてございます。

それから、生活保護者の代理納付でありますけれども、これは手続、ルールを決めるということと、それから膨大なデータを処理することになりますので、データ処理システムの整備、この二つ課題がございまして、まずシステムの整備については、これは来年の4月からきちんと県の方のシステムが稼働できるようにということで、今システムの改修をきちんと進めてございます。

それから、手続、ルールでありますけれども、県の福祉事務所とは調整が済んでおりまして、県の区域では既に実施しております。それから、各市の間ではこれは個人情報取扱いの規定なんか市で違ったりしております。そういうところときちんと調整していくということがございますので、今個別にきちんと進めてございます。福祉部局の協力は得て進めているところでございます。

現在のシステムで可能なところについては、どんどん実施していくということで、現在小田原市、座間市、それから二宮町、こういったところで代理納付を実施しているところでございます。こういうような進ちょく状況にございます。

#### 亀井委員

ルールをしっかりと決めるということなんですけれども、どのぐらいの計画でやっていくかというルール決めですが、この計画もしっかりとチェックさせていただいて、また福祉部局との調整もうまくいっているという話なんですけれども、これは大丈夫というか、もめてないんでしょうか。

#### 県土整備部参事（県営住宅担当）

8月の委員会の際に、福祉部局では例えば生活保護費というのはきちんと生活の自立のために出すものであって、お金をもらってそれで家賃を払うというのは原則だと、代理納付というのはいかがなものかというお話も福祉部局からありましたというお話もしました。これは過去の話であります。現在は生活保護費というのが給付された目的に沿ってきちんと使うというのが大原則だということで、福祉部局がきちんと認識しておりまして、代理納付、こういうルールが決まって、あるいはシステムがきちんとあるという条件の下ではきちんとやっていく、これは市も、それから県も福祉部局も同じ考え方でございます。共通認識を持っているということでございます。

#### 亀井委員

ある司法書士のお話を聞くと、住宅の滞納から、要するにこの間もお聞きしましたけれども、多重債務となっている方を発見するというようなことをしている、そういう専門家もいるみたいなんですね。ですから、そういう方、例えば過払いか何かで今すごく苦しんでいる方に対して代理事務をするということは、他の都道府県、市町村でも実施しているところがあるので、その辺のところをしっかりと参考にしながら、本県も取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後に要望ですけれども、今回の公営住宅法施行令の一部改正というのは、私が見ても非常に難しいというか、難解な感じがするものですから、これは県営住宅に住まわれている方にどう理解していただくかということが大事かと思うんですよ。誤解して、そのまま暮らしていただいても、何かと大変なことになってしまっても最悪なので、より分か

りやすい資料を使って、しっかりと周知をしていただきたいなということでこの質問は終わります。

亀井委員

それでは、午前中に引き続きまして質問を継続させていただきたいと思います。

先ほど公営住宅の収入基準の見直しという話の質問をさせていただいたんですが、それに伴いまして、特定優良賃貸住宅、いわゆる特優賃等への影響について何点か質問をさせていただきたいと思います。

公営住宅入居階層よりも上の収入というか、もうちょっと高い収入階層を施策の対象とします特定優良賃貸住宅の対応によっては、収入超過によって公営住宅から退去を余儀なくされる世帯の住み替え先としては期待できないということになると思うんですけども、そこで今回の公営住宅の収入基準の見直しに伴って、特優賃の入居階層がどのように見直されるのかについて、何点かお伺いします。

まず、公営住宅の収入基準の見直しに伴いまして、特定優良賃貸住宅の収入基準はどのようになりますか、教えていただけますか。

住宅課長

特定優良賃貸住宅の収入基準ですが、省令、具体的には特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行規則、これで決められておりますが、まだ国において省令の改正が行われておらず、また収入基準の見直しに係る具体的な通知も出されておられません。

そこで、本年6月に開催された国の説明会において説明された内容で申し上げますと、特定優良賃貸住宅、いわゆる特優賃住宅の入居の際の収入基準は公営住宅の収入基準の見直しに伴って、来年、平成21年度から見直しが行われるという説明がございました。具体的には、入居できる階層の収入分位、本来の階層で言うと25%から50%まで、これは知事の裁量で拡大できる裁量階層というのが上にございまして、80%以下、25%から80%、この分位は変わりませんが、具体的な収入基準の金額、これが公営住宅の収入基準に連動して見直しが行われるというふうになっております。

具体的に言いますと、25%階層が現在20万円が15万8,000円、50%階層が現在32万2,000円から25万9,000円、また80%階層が60万1,000円から48万7,000円にそれぞれ世帯の所得額で引下げが行われているというふう聞いております。

亀井委員

そうすると、公営住宅と同じような見直しを検討しているというふうなことでよろしいですよ。

住宅課長

そのとおりでございます。

亀井委員

それを前提に、既存の特定の優良賃貸住宅についてどのような対応をこれからとるのか、それをちょっと教えてください。

住宅課長

特優賃住宅の供給に当たりましては、供給する事業者が供給計画を策定して、知事の認定を受けるということになっておりまして、その供給計画の中で入居者の資格に関する事項を定めることになっております。平成20年度、今年度までに供給計画の認定が行われ

た民間事業者が供給する既存の住宅につきましては、供給計画の変更が行われないう限り、既に認定された供給計画の入居者の資格がそのまま適用されるということになります。つまりこうした住宅につきましては、原則として従来どおり 20 万円以上 60 万 1,000 円以下というのが基準になります。ただし、平成 21 年度以降、供給計画の変更申請が行われますと、供給計画の認定権者である知事が変更される部分も含めて供給計画全体を改めて審査するということになりますので、結果として供給計画の入居者資格の部分、これも新しい収入基準が適用され、新たに入居する方につきましては、引き下げられた収入基準の額が適用されるということになります。

#### 亀井委員

今、御答弁があった供給計画、これは特優賃のことで言えば憲法みたいなものだというような話を聞いたんですけれども、供給計画が変更された場合は新しい収入基準が適用になるとのことでしたけれども、この場合、既存の入居者が 48 万 7,000 円を超えるような所得の方々、これは公営住宅同様に退去を余儀なくされるんでしょうか、県営とか公営住宅と比較したような形で分かりやすく御答弁いただけますか。

#### 住宅課長

公営住宅の場合は地方公共団体が供給するというので、それは通常の民間住宅の賃貸借契約とは違っていて、使用の指定、入居の指定という形で入居していただいているものでございまして、一方、特優賃住宅につきましては、民間賃貸住宅ということでございます。ということで、入居の資格に関する要件、これは特優賃住宅の入居の際に必要なとされている資格でございますが、入居後に入居者の要件が入居上の基準に適合しなくなったとしても、継続して居住することには何ら支障がないと、民間の土地所有者が供給する住宅ですので、賃貸借契約に基づいて居住権があるということになりまして、居住をしていただくことができるということになっております。

#### 亀井委員

公営住宅の使用許可に対しては、賃貸借契約ですから、契約自体が違うということですから住む権利というか、居住権ということの強さに強弱があるのかなと思うんですけれども、居住権というのは憲法 25 条で保障されているように結構強い権利ですから、そのバランスをこれからしっかり考えていかなければいけないんじゃないかなというふうなことは私は思っているので、その辺の検討もできたらよろしくお願いします。

次の質問ですけれども、供給計画が変更されない限りは既存の特優賃、特定優良賃貸住宅にあっては、現在の収入基準が適用されるということなんですけれども、15 万 8,000 円から 20 万円の階層が公営住宅にも特優賃にも入居できないということになるんですが、こうした施策からこぼれ落ちてしまうような階層が生じることについて、県ではどのように対応するつもりでしょうか。

#### 住宅課長

お話にありましたように、特優賃住宅の既存の団地につきましては、収入基準改正後の公営住宅の本来入居階層の上限 15 万 8,000 円を超える世帯につきましては、公営住宅にも既存の特優賃住宅にも入居できなくなる場合がございます。ただ、一方、特優賃住宅の制度におきましては、法律の施行規則に基づきまして、月額所得 20 万円、収入分位で 25%に満たない所得の方でも、所得の上昇が見込まれる世帯につきましては、地域の実情を勘案して都道府県知事が収入基準を引き下げる、つまり下限緩和措置がとれるという制度になってございます。

そこで、本県では既に平成13年10月から入居世帯のうちの主たる収入者が45歳未満で収入の上昇が見込めるということで、認定事業者からの申し出に基づきまして、収入分位の下限が25%、これを15%の分位にまで引き下げることができるように制度の見直しを既に図っているところでございます。

現在の15%の収入基準、これは月額15万3,000円でございますので、平成21年度から適用される公営住宅の新しい収入基準、15万8,000円の額よりも低くなっておりまして、こうした引下げが行われている団地につきましては、所得面での空白は生じないということになります。このように本県では、特優賃住宅につきましては、団地ごとということになりますが、空白を生じないよう、既に県の対応を図っているところでございます。

#### 亀井委員

今の御答弁の中で、下限緩和措置なんですけれども、これがとられている実施の状況、割合も含めてちょっと教えていただければでしょうか。

#### 住宅課長

本県の下限緩和措置につきましては、認定事業者からの申出に基づいて、2段階で選択できるということになっておりまして、15%の収入月額15万3,000円まで引き下げる場合と20%、収入月額で17万8,000円まで引き下げる、いずれかを選択できる方式で運用をしております。

その実施状況でございますが、291団地、現在該当する団地がございまして、そのうち15%まで下限緩和を行っている団地が204団地、率で70.1%、それから20%まで下限緩和を行っている団地が59団地、20.3%でございます。

#### 亀井委員

そうすると、すべての特優賃で下限の緩和がされているわけではないんですけれども、すべての団地を一律に適用する考えというのは、これからあるんでしょうか。

#### 住宅課長

特優賃住宅は法律に基づいて公的な賃貸住宅として供給するものではございますが、団地のオーナーである認定事業者の立場から見ますと、その建設に当たりまして今補助金も一部入ってございますが、通常は金融機関からの借入れで建設、供給を行っているということになっております。したがって、一定の家賃収入、これを継続的に確保していくということが借入金の返済の原資、あるいは経年的に必要な修繕費に積み立てていくために重要になってくるということになってございます。そうした意味で、下限緩和を行うということは、経営上の観点から言いますと、家賃滞納といったようなリスクも発生するということにつながってまいります。

そうした事情から、なかなか一律に適用するということにつきましては、認定事業者の皆様のご理解と同意を得るということは、なかなか難しいということございまして、そうした中でも15%までの下限緩和を約7割の団地で実施していただいておりますので、こうした実態も踏まえまして、まだ緩和措置を行っていない認定事業者の皆様には、御協力をいただくよう働き掛けをしているということで、この9月30日付けでの協力依頼の文書をお送りしたところでございます。こうした取組によりまして、公営住宅の収入基準の引下げが実施される平成21年度には、より多くの団地で下限緩和措置が行われるよう、努めてまいりたいと考えております。

## 亀井委員

経営上の観点から勘案すると、リスクがあるというふうな話ですので、なかなか強制するというのもちょっと難しいかなと思うんですけども、そのところはどう周知していくのかということにもかかってくると思いますので、その御努力はそのまま継続していただきたいというふうに思っております。

最後、要望ですけれども、退去を余儀なくされます公営住宅の収入超過者の方々の地域生活の継続ということを含めて、入居希望者への影響を極力和らげる観点から、家賃の下限緩和措置を認定事業者へ働き掛けるということをしつかりと継続して行っていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。